

移動等円滑化取組計画書

令和元年11月18日

住 所 豊田市広久手町二丁目28番地の1

事業者名 名鉄東部交通株式会社
代表者名 取締役社長 大竹 宏
(役職名及び氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が保有する営業車両について、普通車両については順次ユニバーサルデザインタクシー（UD車両）に更新する。（2024年度迄には全て更新できる計画）
(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 ① 全乗務社員はユニバーサルドライバー研修を受講する。 ② UD車両の実車研修を定期的を開催する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
UD車両	全ての普通タクシーをUD車両に置き換える。(計188台)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	乗務社員は全てUD研修を受講する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
コールセンターで指定車両の動向を把握	UD車両が必要な時には、コールセンターで台数・分布を把握しているため、即時配車が可能。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務社員の研修 車イス使用者の乗降支援の実技研修の実施	乗務社員は原則、全員がユニバーサルドライバー研修を受講する。 全乗務社員を対象に、車イス使用者の乗降支援を定期的に行っている。

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・他の接続する交通機関（乗合バス、福祉タクシー、NPO団体等）の動向や、一体化・連続化したバリアフリー化を行うため、定期的に市町村、交通機関の参画した会議に参加する。 ・必要なバリアフリー情報について、タクシー事業部より社員に情報発信する推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。